

アムールの風

正統右翼の論理

第4回
田中健之
(黒龍會会長)

第一章

すべては国民を守るために

明治政府に抗った人々③

○明治の不平等条約改正から見る憲法改正

——来島恒喜烈士が投擲した

爆裂弾の意義——

ここで改めて、日本近代化のスタートといわれる明治維新を考えてみます。

明治維新後の状況としては、不平等条約の改正と薩長藩閥政府の政治によって、明治新政府が始動します。

正を唱える保守的な人々の中に在っても、日本の非武装を謳っている九条の部分だけ改正すれば良し、とする意見が結構多くあるようです。
私は、憲法改正について考える時に、いつも思い起すのが、玄洋社や来島恒喜が、身を挺して阻止した条約改正に就てです。

明治二十二(一八八九)年に、政府が断行しようとした条約改正は、「大審院に四名の欧米人判事を任命し、外国人が被告の場合には、外国人判事を多数として合議裁判する」というものでした。

これに対して玄洋社をはじめとする国民世論は、「独立国としての体面を汚損する」として、激しく反発しました。そして、次のような条約改正に反対する意見書を政府に提出しました。

- 一、我が国の主権を損う。
- 二、憲法の精神に違反する。
- 三、治外法権の撤廃を期し難くする。
- 四、内政干渉の端を開く。
- 五、課税権が得られない。

近代化という名の下で、日本はどんどんと欧米に染まっていき、迎合していきます。

明治維新の理想を追求し続ける人々は、そういう一方的な欧米化の流れを止めないといけない、という考えに至ります。それは、未完成なる維新を完成させようという理想に起因するものでした。

不平等条約は、幕末の徳川幕府が結んだものでした。当然、新政府の政権中枢にあった薩長の人たちも改正はしたかったのですが、それは小手先だけの改定をするこゝとしかできない状況でした。

当時の条約改正の論議は、今の憲法改正論議にも繋がっています。

アメリカが戦後、日本に押し付けた『日本国憲法』の改

同年十月十八日、政府による条約改正を強行に推し進める大隈重信外相に対して、来島恒喜は日本の独立を守るために、それを阻止するべく、爆裂弾を投擲した直後、壮烈な自決を遂げました。来島烈士の生命を懸けた行動によって、政府による屈辱的な条約改正は阻止することができ、日本は独立国家として国際的な地位を守ることができたのです。

——国際法上違法に制定された

『日本国憲法』——

戦争によって破れた日本を占領して、支配下に置こうとしたアメリカが、占領基本法として日本に押し付けたのが、『日本国憲法』です。

明治四十(一九〇七)年、日本をはじめ連合国は、「陸戦の法規慣例に関する条約」すなわち『ヘーグ条約』に締結していました。

『ヘーグ条約』の条約付属書「陸戦の法規慣例に関する規則」の第四十三条「占領地の法律の尊重」には、「国の権力が事実上、占領者の手に移りたる上は、占領者は、絶対的の支障なき限り、占領地の現行法律を尊重して、成

るべく公共の秩序および生活を回復確保するため施し得べき一切の手段を尽くすべし」と規定しています。

つまり『ヘーグ条約』では、はっきりと、「占領地の現憲法を尊重」すべきことを謳っているのです。

この『ヘーグ条約』を無視して、占領軍という暴力を背景として日本に対し、アメリカが、『日本国憲法』を国際法上違法に押し付けたものであることは明白です。それは憲法とは名ばかりで、実は『日本国憲法』は、国の最高法規である憲法ではなく、占領基本法としての暫定法的な法律にしか過ぎないものです。

さらにポツダム宣言第十項には、「民主主義的復活強化に対する、一切の障礙を除去すべし」と明記されており、連合国が日本に求めたのは、『大日本帝国憲法』の運用面における支障を取り除くことであり、『大日本帝国憲法』そのものを否定するのではなく、むしろ『大日本帝国憲法』の法秩序の「復活強化」規定していたのです。

それをアメリカは今日、対中、対露、対北朝鮮、対中東などを標的とした、自国の世界戦略のコマとして日本を組み込むために、日本に押し付けた占領基本法である『日本国憲法』を、彼らにとって都合がいい部分だけの改正するべく、日本に圧力を加えて行わせようとしています。

し」という定めがあります。

これは、第二章に定めてある国民の権利や義務に関する諸規定は、戦争や内乱のような非常事態に際して、国家の存立のために必要でやむを得ないような場合には、天皇は、これらの規定の効力を一時ストップさせて、非常事態を乗切ることができる、という意味の規定です。

これが、いわゆる「非常大権」に関する規定なのです。(小森義峯『改憲への探求』)

大東亜戦争の終結にあたり、昭和天皇は、『終戦の詔勅』の冒頭には、

「朕深く世界の大勢と帝国の現情とに鑑み、非常の措置を以て時局を收拾せんと欲し、茲に忠良なる爾臣民に注ぐ。朕は帝国政府をして米英支蘇四国に対し、その共同宣言を受諾する旨、通告せしめたり」

と仰せられました。

ポツダム宣言の受諾による終戦は、「非常の措置」であったことが明確に示されています。

つまり大東亜戦争は、昭和天皇のご聖断という「非常の措置を以て」、ポツダム宣言を受諾、終戦に至ったのです。

これによって『大日本帝国憲法』は、第二章第三十一条

す。それが、非武装を謳った憲法九条の改正です。

そのような背景の中で、憲法第九条を部分改正するのであれば、それはアメリカによる日本の占領体制をさらに強化せしめ、日本が完全にアメリカの植民地となるためとなるので、『日本国憲法』の部分的な改正を断じてはならないことです。

また、占領基本法である『日本国憲法』を部分改正するということは、占領基本法である『日本国憲法』を憲法として日本が容認したことを意味し、永久に占領基本法によって、日本はアメリカに支配され続けることになってしまふことになります。

——今でも有効な『大日本帝国憲法』——

憲法を改正するのであれば、占領基本法である『日本国憲法』を堂々と破棄して、『大日本帝国憲法』を復原して改正することが正道です。

『大日本帝国憲法』は今でも生きています。

『大日本帝国憲法』の第二章「臣民権利義務」の中の第三十一条には、「本章に掲げたる条規は、戦時または国家事変の場合に於いて天皇大権の施行を妨ぐることな

の規定に従って、「非常大権」が発動され、『大日本帝国憲法』は一時、ストップされたのです。

昭和二十七年(一九五二年)四月二十八日に発効したサンフランシスコ平和条約によって、ポツダム宣言は失効しました。

ポツダム宣言が失効した時点で、「非常大権」の発効は、自ずと解除されたこととなります。

なぜならば、「非常大権」の発効は、非常事態を乗り切るための必要最小限度に止まるべきであって、その濫用はけつして許されなからずです。

従って、サンフランシスコ平和条約の発効によって、非常事態が去ったが故に、直ちに「非常大権」を解除しなければなりません。

また、終戦のご聖断に基づく「非常大権」の発効は、ポツダム宣言の受諾に関連したものですから、ポツダム宣言が失効し、占領が解除された時点で於いて、換言するならば、サンフランシスコ平和条約が発効して時点において、必然的に非常大権は解除されたものだ、考えなくてはならないのです。

つまり、サンフランシスコ平和条約が発効した時点で、「非常大権」の発効が解除されたということは、「非常大

権」の発動によって停止されていた『大日本帝国憲法』がその時点で、全面的に復原したことを意味しています。

——『大日本帝国憲法』復原、改正——

「非常大権」の発動が解除され、『大日本帝国憲法』が復原したということは、占領基本法である『日本国憲法』は必然的に効力を失います。

つまり、そのことを国会で宣言さえすれば、即日、『大日本帝国憲法』は復原され、占領基本法である『日本国憲法』は即日無効となります。

昭和四十四（一九六九）年八月一日、岡山県奈義町の町議会において、『日本国憲法』の無効を宣言し、「『大日本帝国憲法』復原決議」を可決していることは特筆すべきことです。

それに対して、アメリカによる日本占領体制の上で、権力を行使し、利権を貪っているポツダム政党の自民党が、独裁的に支配する政府には、日本を対米独立させるという意思は全くありません。彼らにとつて、日本が、アメリカに占領されたままの方が、権力と利権が独占できて、その方が都合がよいからです。

衛隊は、アメリカのコマとして、完全にアメリカ軍に組み込まれることになるのです。

アメリカに押し付けられた『日本国憲法』が、今度は再び、アメリカの要求によって『日本国憲法』改正がなされるのであれば、尚更のことです。それは日本を完全な植民地化するものです。

日米安保条約と日米地位協定の体制下に日本が置かれている現在、特に『日本国憲法』第九条の改正については、極めて慎重にならなくてはならない重要な事柄です。

それにもかかわらず、安倍晋三首相は、第九条の改正を単に自衛隊を明記するだけの部分改正で推し進めようとしていきます。

そもそも根本的に占領基本法である『日本国憲法』を『憲法』だというから誤解を招くのです。『日本国憲法』は、あくまでも占領基本法ではないということ強く認識しなくてはなりません。

くだいようですが、『日本国憲法』第九条の問題は、「日米安保条約」と「日米地位協定」、それに「日米合同委員会」がセットなのです。

つまり、戦争放棄と非武装とを謳った第九条がある代わりに、それを補うものとして、「日米安保条約」と「日

『大日本帝国憲法』を復原してから、それを現代に適合する形での改正は必要なことだと思えます。それが、『大日本帝国憲法』の復原、改正」なのです。これこそが憲法改正の王道です。

『大日本帝国憲法』復原、改正をせずに、憲法改正をするというのであれば、自主憲法を制定しなくてはなりません。

憲法改正には、この二つしか道はありません。

もし、『日本国憲法』の第九条を部分改正する場合には、「日米安全保障条約（日米安保条約）」と「日米地位協定」、それに日本の国策をアメリカ軍主導で決定する「日米合同委員会」の三つの解散をセットとして、当然破棄しなくてはなりません。

『日本国憲法』制定と「日米安保条約」および「日米地位協定」それに「日米合同委員会」をセットにして、アメリカが、戦後の日本を彼らの軍政下に置くために、日本に押し付けたものとだということを知る必要があります。

アメリカの圧力によって、『ヘーグ条約』という国際法違反の下で制定された、『日本国憲法』という名の「占領基本法」の第九条を部分改正した場合には、アメリカの世界戦略のために、日本人の尊い血が流され、日本の自

米地位協定」および「日米合同委員会」をセットで日本に押し付けたのです。この仕組みこそ、アメリカの植民地下に日本が置かれている事実を如実に現しています。

「日米安保条約」によって、日本に配備されているアメリカ軍は、在日米軍と一般的に呼ばれています。が、はつきり言って彼らは、日本の敗戦と共に日本を占領した進駐軍に他なりません。

彼らは、新型コロナウイルスが蔓延する中、感染したアメリカ兵の正確な人数などを、「日米地位協定」を楯にとつて開示することはありません。

彼らの感染を通して、アメリカ軍基地から日本の市中に感染が拡大する危険性があっても、彼らはその責任を一切取ることはないのです。

悲しいことですが、アメリカにとつて日本は独立国ではなく、プエルトリコと同格ではないのです。

——日米同盟という名の幻——

自衛隊は現在、決して国軍と言える存在ではなく、アメリカ軍の兵站部隊でしかありません。

北朝鮮のミサイル発射問題で、米空母の後ろに旭日旗

を揚げて日本のイージス艦がくつついていました。

たしかに北朝鮮の脅威に対して、日本はアメリカに守ってもらわなければなりませんし、アメリカが日本を守ることによって、北朝鮮がミサイルを日本に落す抑止力ともなりません。

その逆にアメリカ軍の基地が日本にあるからこそ、そのために北朝鮮をはじめ、中国、ロシアのミサイルが、日本を狙うことになるのです。

そうした今日の時局は、大いに矛盾が孕んでいます。それは、米空母に旭日旗を掲げた護衛艦がまるで腰巾着のようにくつついている屈辱の姿を見ながらも、そうせざるを得ない国際情勢であることを踏まえつつ、日本のアメリカからの独立を慎重かつ真剣に考えなくてはなりません。

北朝鮮は、日本が置かれている現在の状況をよく認識しており、日本を独立した国家として認めていません。従って彼らは、日本はアメリカの「追従勢力」としか見做しておらず、そう呼んでいます。実に口惜しい限りですが、一面それは、日本の現状をよく理解した、的確な表現だと言っても過言ではないかもしれません。

七十五年前を思い出してください。日本の若い人たちが

置かれていることを隠蔽し、あくまでも日米が対等のような立場を偽装して、日本国民を騙すための造語です。

日本政府と日本国民の多くは、「アメリカは、日本を同盟国として大切にしてくれる」と思い込んでいる節があります。

目まぐるしく変わる国際情勢の中で、日米関係も常に変化を続けているのです。

そうした中、アメリカにとって日本は、将棋のコマにしか過ぎません。

国際情勢の変化に伴い、日本というコマは、時として「歩兵」になり、「桂馬」に変化し、場合によっては「飛車」や「角行」になることもあります。「王手飛車取り」が対戦相手によってかけられた場合には、「王将」であるアメリカは、躊躇することなく、「飛車」を捨てます。

アメリカを「王将」とする将棋の対戦相手は、時にはロシアであったり、イランや中国、北朝鮮であったり、または、イスラム国なったりと、常に変わります。その変化に応じて、日本というコマも将棋を打つ側が、「歩兵」にしたり、「桂馬」にしたり、または「飛車」や「角行」にするなど、その役割を自由自在に変化させ続けているのです。つまり日本は、「日米同盟」から常に利益を得て来たの

が特攻隊に志願し、飛行機を操縦して、アメリカの航空母艦を目掛けて、突っ込んで亡くなっていったではありませんか。

何で、大学生など知識がある若い人々が、特攻隊員として散華していったのでしょうか？

日本はアメリカに勝つために、特攻をしたのではありませんでした。

特攻という必死壮烈な戦法を貫くことによつて、日本はアメリカに対して、正々堂々と戦った、光輝ある民族の誇りを堅持することで、威武の精神を示しつつ、アメリカと対等な立場で講和に導くために特攻をしたのです。敗戦国となる日本が、アメリカからの屈辱を味わうことがないようにと、当時の若者たちは愛する祖国、愛する家族のために必死の肉弾行を敢行したのです。

ところで今日、「日米同盟」という言葉が当たり前のように使われています。

日米同盟だと言っても、同盟関係を謳った条文はありません。

あるのは、「日米安全保障条約(日米安保条約)」と「地位協定」、それに「日米合同委員会」だけです。

日米同盟という言葉は、日本がアメリカの植民地化に

ではなく、アメリカの世界戦略の変化によつて、常に日米関係は不安定な関係を強いられているのです。その情勢によつて日本は、場合によっては、弊履の如く捨て去られてしまうことすらあるのです。まさに「日米同盟」は幻なのだということを認識しなくてはなりません。

そして日本も国際情勢によつて、変化するアメリカの国際情勢に追随するのではなく、アメリカ以外の国とも独自の同盟関係を築くことができるような政治的選択が必要不可欠なことです。

そのためには、対米一辺倒に追随する戦後政治体制に一刻も早く終止符を打ち、国の建て替え立て直しによる救国と、新たな日本を中心とした、世界の新秩序を建設する必要があります。

それは、明治維新以来、連続と続いた第二維新の思想と精神を継承、実践すること以外の道はありません。



田中 健之 たなか けんじ

歴史作家、維新運動家。昭和38年11月10日生まれ。福岡市出身。安洋社初代社長安田浩太郎の重孫で、黒船会を創立した内田良平の血脈を継承する親族。拓殖大学日本文化研究所近現代研究センター委員研究員を経て、現在、ロシア科学アカデミー東洋学研究所及びモスクワ市立教養大学外国語学部客員研究員、日露善隣協会会長。2008年に黒龍省復興し会長に就任。主な著書に「満洲に祀られる人々」、「昭和維新」、「北朝鮮の終焉」、「実は日本人が大好きロシア人」(福井中津街)など。中央公論「正論」歴史群像などの論議に多数執筆。